

令和8年度 江戸川区立春江中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

生徒はいじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

【学校におけるいじめの防止】

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学活の時間等を利用する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、副校長、生徒指導主任、分掌主任、学年主任、養護教諭

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催> 毎週1回の運営委員会時、また、校長が必要と判断した際やいじめ事案発生時。

(2) 未然防止のための措置

①いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修や生徒理解に関する研修を年間3回行う。

②SNSおよびインターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発運動として、外部講師を招き、セーフティ教室等を行う。

(3) 早期発見のための措置

- ・L-Gate での、「毎日の記録」を活用し、相談体制を整えいじめ等の早期発見、早期解決に努める。
- ・いじめを早期に発見するための、在籍する生徒に対する定期的なアンケートを年間3回とともに、いじめに関する授業を年間3回実施する。
- ・いじめアンケート実施後、必要に応じて担任との面談を実施する。
- ・学年教員を中心とした教育相談期間を設ける。
- ・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるような相談体制の整備を行う。
- ・スクールカウンセラーに相談できるような体制を整える。
- ・生徒間のトラブルだけでなく、気になる様子が見られる際には、毎週 1 回の生活指導連絡会にて報告する。

(4) 早期いじめ対応に関する措置（いじめに対する早期対応）

- ・いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、直ちに「いじめ対策委員会」を召集し、生活指導主任を中心に学校全体で対応にあたる。その後、いじめ対策委員会主導で、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等に安心して教育を受けさせる必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・重大ないじめについては犯罪行為とし、教育委員会及び所轄警察署、学校サポートチーム等と連携して、対処する。

(5) 重大事態への対処

5日の欠席、長期的な欠席、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対策委員会」を開催する。
- ③上記委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。